

2 土壌汚染対策

土壌汚染対策法の概要

近年、工場跡地等の再開発・売却の際における土壌汚染問題が顕在化し、土壌汚染対策の法制化への社会的要請が強まってきたため、2003年2月15日から「土壌汚染対策法」が施行されました。

法による土壌汚染調査の対象は、

- 使用が廃止された「有害物質使用特定施設」に係る工場・事業場の敷地であった土地
- 土壌汚染により人の健康被害が生ずる恐れがあるものとして政令で定める基準(周辺の地下水汚染など)に該当すると都道府県知事が認める土地とされています。

土壌汚染調査

九州電力には法における汚染状況調査の対象となる土地はないと考えられますが、社有地の売却、用地の購入に当たっては、土壌汚染によるリスクが考えられるため、土壌汚染の可能性のある土地については土壌汚染調査を実施します。

また、「既存の社有地」についても、予防的措置として、土壌汚染の可能性のある土地について、周辺の地下水汚染状況を調査(国や自治体等の公表資料調査)し、汚染が確認された場合、当社との関連性を検討し、九州電力の原因による汚染である場合、土壌調査を実施します。

